

校長室だより (No.10)

令和5年10月24日
丹波市立黒井小学校長
谷口 千尋

学校を安全で安心できる場所にするために(2)

10月に入り日暮れが早くなりました。この時期の薄暮に、毎年、子どもたちの自転車事故が多発しています。特に交通安全についてこの時期は、注意しないといけないと感じています。

通学中については、複数の登校班で交通指導員様を中心に、子どもたちの安全な通学に向けた取組を行っていただいています。毎朝、見守っていただき大変、心強いです。

通学路とは、各学校や園が、幼児児童生徒の通学の安全の確保と、教育的環境維持のために指定している道路のことを言います。このような一般的な定義とは別に、「交通安全施設等整備事業の推進に関する法律施行令」(第4条)では、「小学校や幼稚園、保育所、認定認定こども園に通う児童や幼児、園児らが1日約40人以上通行する」「小学校などの出入り口から1km以内で、児童らの安全を特に確保する必要がある」道路の区間を通学路として規定しています。丹波市の場合、人数や距離が現実的でないと感じています。

子どもたちが利用する通学路の安全確保にあたっては、「交通安全」のみならず「防犯」や「防災」の3観点から対応していくことが大切だと言われています。また、保護者・地域はもとより、警察、道路管理者等関係機関と緊密な連携を図りながら進めることや、子どもたちの発達段階等に応じた安全教育を計画的、継続的に実施する必要があると思います。3観点では、何より子どもの目線での「交通安全」、不審者情報をもとにした「防犯」、地域の状況に応じた「防災」から安全対策を講ずることが大切です。「交通安全」や「防犯」については、よく配慮されている事が多いと思いますが、「防災」は見落としがちであると考えます。本校の校区でも住宅密集地におけるブロック塀、蓋のない水路などが通学路近辺にあり、大雨の出水時や地震発生時には危険を感じます。関係機関との連携において、保護者や地域の方については、ほぼ毎日子どもたちが使っていることから、よく意識していただいています。その思いを、関係機関等(警察、市などの道路管理者、通学路に関わる全ての関係者)と共有することは、なかなか難しいと感じています。また、学校では、その通学路の状況や学年の発達段階に応じた安全指導をしていくとともに、通学時の危険箇所の周知及び注意喚起を繰り返し、粘り強く実施することが求められます。諸外国では、校門の内と外という考え方の基に、通学については、保護者の責任とされていることも多いようですが、日本では、「独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令」(第5条第2項)において一般的に、幼児児童生徒が登下校中に通学路で事件・事故等にあつた場合は「学校管理下」ということになっています。

通学路の安全確保に向けた手順としては、①危険箇所の把握から始まります。次に②安全対策の検討を行います。③学校が実施する安全対策と関係機関と協議して行う安全対策があります。最後に④安全対策の実施により⑤危険箇所の改善となります。事件・事故が起こってからの対応ではなく、未然に防止するためにも、3観点から危険箇所を把握することが必要です。各学校PTAや学校においては、通学路や地域の実情等に応じて主体的に点検項目をつくり定期にまた、不定期に点検を実施し、通学路の危険箇所を把握する努力が重要だと感じています。